

[事案 2021-50] 手術給付金支払請求

・令和3年10月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

入院し全身麻酔を伴う抜歯手術を受けたため、平成28年4月に募集代理店を通じて契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、疾病入院給付金および通院給付金は支払われたが、手術給付金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

(1) 契約前に募集人と3回面談し、親知らずを抜歯するかもしれないことを伝え、抜歯手術が給付金の支払対象であるか確認したところ、募集人は、冊子を確認しながら、部分麻酔の抜歯は支払われないが、全身麻酔の抜歯手術であれば支払われると説明したため、手術給付金が出ると信じて契約した。支払われないと分かっていたら、契約しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 約款の規定によれば、抜歯手術は給付対象外であり、募集人が説明した内容により契約内容が変更されることはない。

(2) 募集人は、申立人との面談の内容を具体的に記憶していないが、抜歯手術が手術給付金の支払対象になる、または、全身麻酔と部分麻酔とで扱いが異なるといった説明をしたことはこれまでなく、抜歯手術は一般的に給付対象外であると認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。